

## 政務活動費活動報告（研修）

(1) 研修名：地方議会議員セミナー i n 札幌 「議員人のための危機管理」

(2) 参加者：安藤 博

(3) 日時・場所：平成25年11月11日（月）13時30分～17時  
12日（火）9時30分～12時

札幌国際ビル

### 【1. 研修目的】

市町村アカデミー客員教授の大塚康男氏から「議員人としての危機管理」と題して講演を拝聴し議員としての資質向上と識見を深めるため参加した。

### 【2. 結果報告】

#### (1) 内 容

##### (1) 政務活動費

①政務活動費とは②法的性格③会派の位置付け④政務活動費の使途⑤政務活動費の収支報告⑥使途不明の場合の証明責任⑦政務活動費の額の引上げにおける留意点

##### (2) 議員の発言

①発言の時期・方法②発言の内容・範囲③発言の制限・取消等

##### (3) 視察・海外視察

①視察の態様②視察の問題点③視察の要件

##### (4) 懲罰

①懲罰とは②懲罰動議の種類③懲罰の対象となる行為④懲罰の種類⑤懲罰の手続き⑥懲罰の救済

##### (5) 再議

①議会と長との関係②再議とは、議会の議決に対して長が違法性と認めて異議を述べ再考を求める行為③一般的拒否権④特別的拒否権

##### (6) 兼業の禁止

①議員は自ら営利事業等を営むことはできる。この点において公務員は公務員法上、営利企業の従事制限が規定されており、制限されている②請負とは③主として同一の行為をする法人④兼業の禁止⑤NPO法人と兼業の禁止⑥指定管理者と兼業の禁止

##### (7) 質疑のための財務の知識

#### (2) 考 察

基本的知識として理解しているつもりだったが、項目毎にご教示いただき改めて識見を深められた。特に政務活動費については、目的外使用をしたため住民監査や住民訴訟に発展しているケースも多くあり、第2の歳費と揶揄されないよう使途については厳格な判断が求められると再認識した。議員の発言で「発言通告制」については、執行側に有利に働くのではないかと考えていたが、事前通告をすることにより決まった時間内で「レベルの高い議論」ができることのであった。再議については、反問権を付与することで一定解決に導けるとの見解に、彦根市議会基本条例（素案）が間違っていないことが確認できた。

今後も、議員として資質向上を図るため、日々研鑽に努めていきたいと考える。